

熊野川の想定最大規模降雨による 洪水浸水想定区域図の公表について

目次

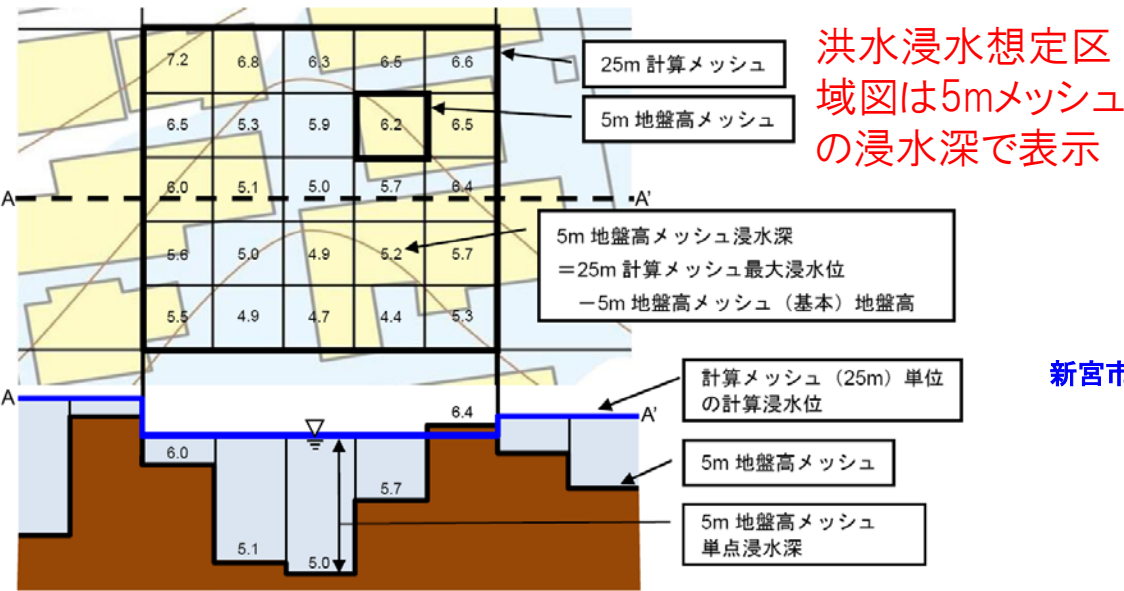
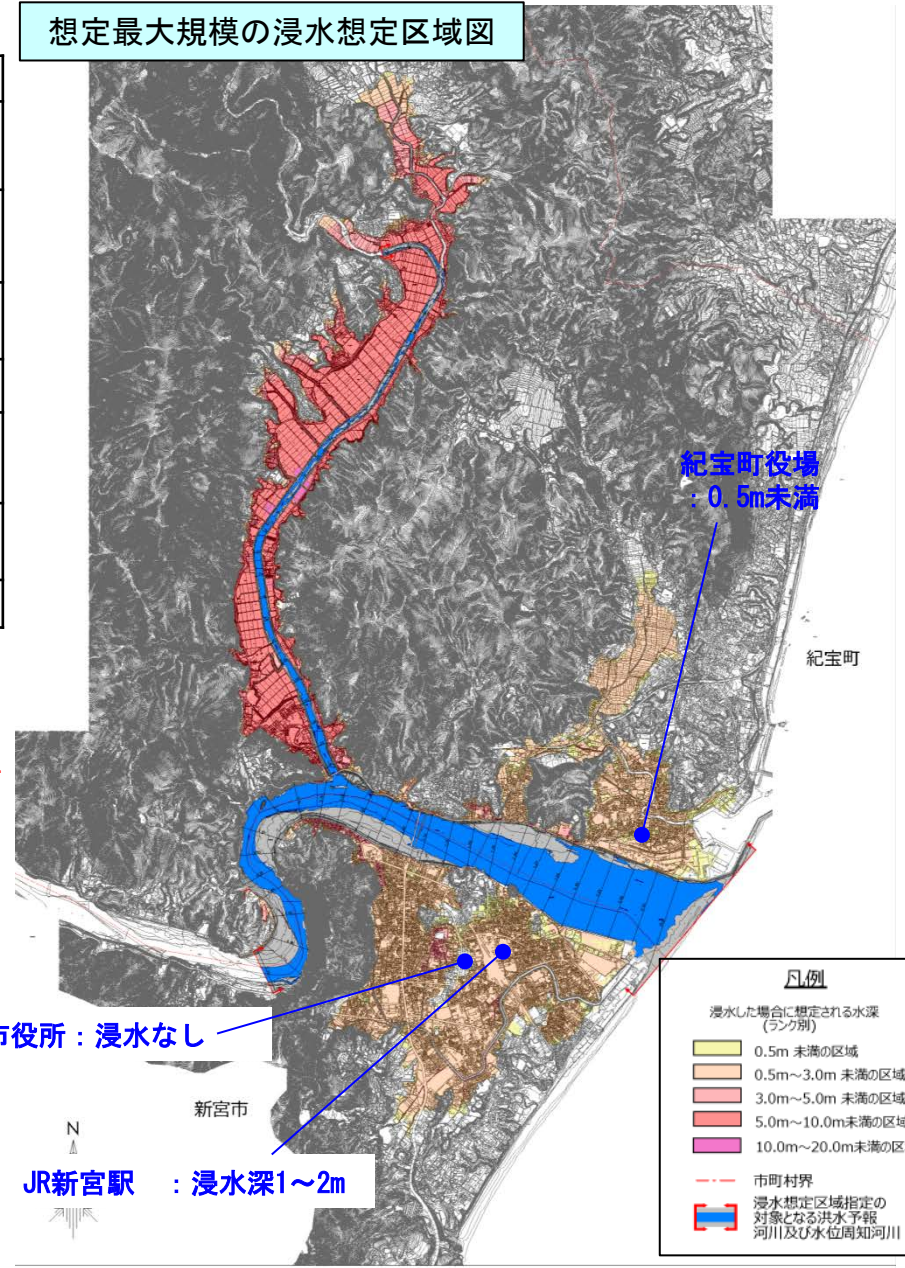
1. 想定最大規模の洪水浸水想定区域図
2. 対象降雨波形の選定結果
3. 水防法の一部改正（H27.5.20）により実施する内容

1. 想定最大規模の洪水浸水想定区域図

想定最大規模の浸水想定区域図の条件

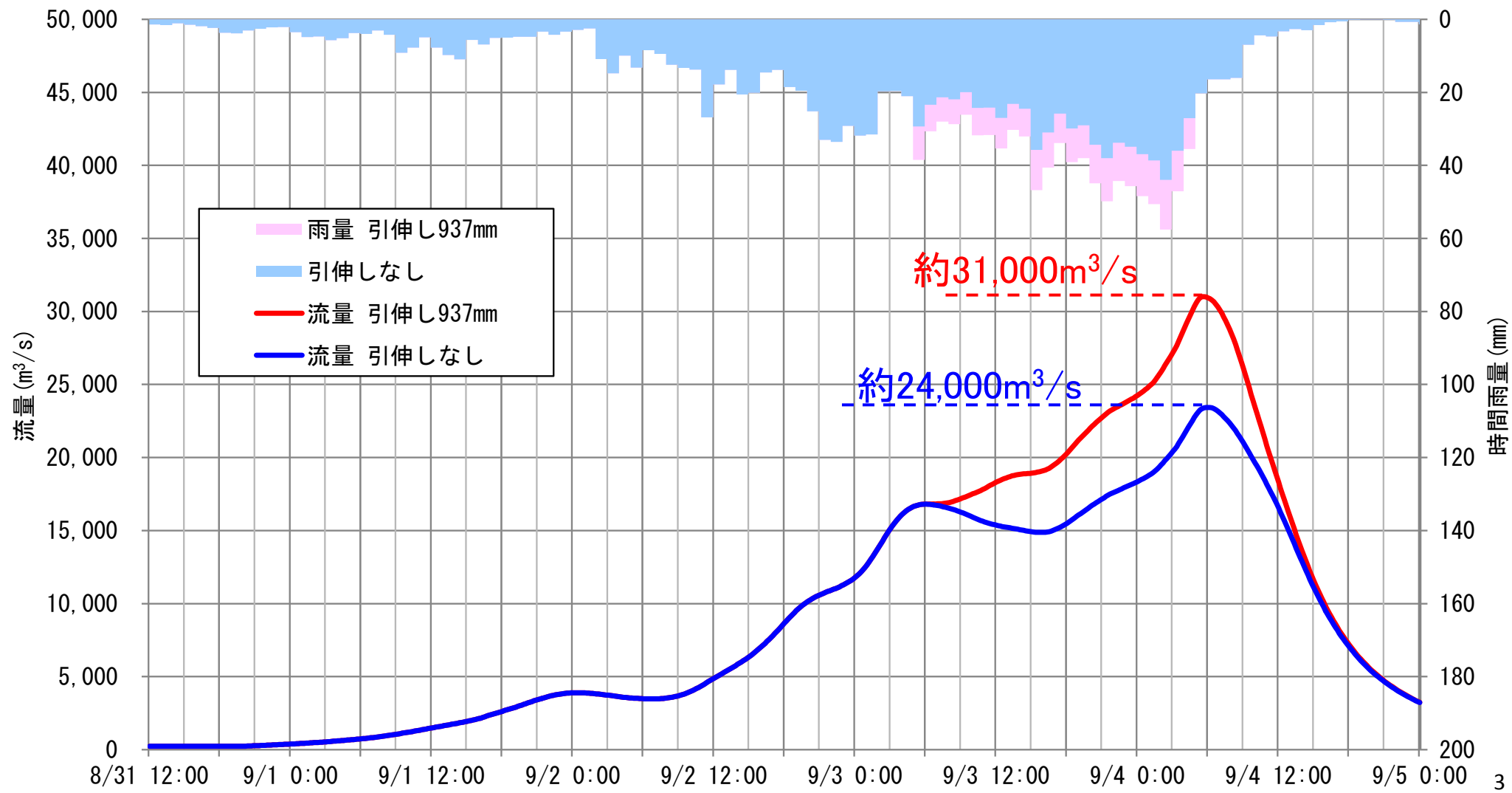
項目	計算条件
対象降雨	平成23年台風12号を想定最大規模に引き伸ばし (超過確率1000年、937mm/24h)
対象区間	【熊野川】 直轄管理区間：河口から左右岸5.0kまで 【相野谷川】 直轄管理区間：合流点から左右岸5.7kまで
対象河道	【熊野川】 平成27年測量断面 【相野谷川】 平成27年測量断面
洪水調節施設	なし
流量	【熊野川】 相賀地点最大流量：31,000m ³ /s 【相野谷川】 高岡地点最大流量：1,500m ³ /s
計算メッシュサイズ	25mメッシュ
破堤開始条件	HWL破堤

想定最大規模の浸水想定区域図



2. 対象降雨波形の選定結果

・実績最大降雨である平成23年9月台風12号を、年超過確率1/1,000規模の降雨937mm/24hで引き伸ばした降雨とする。

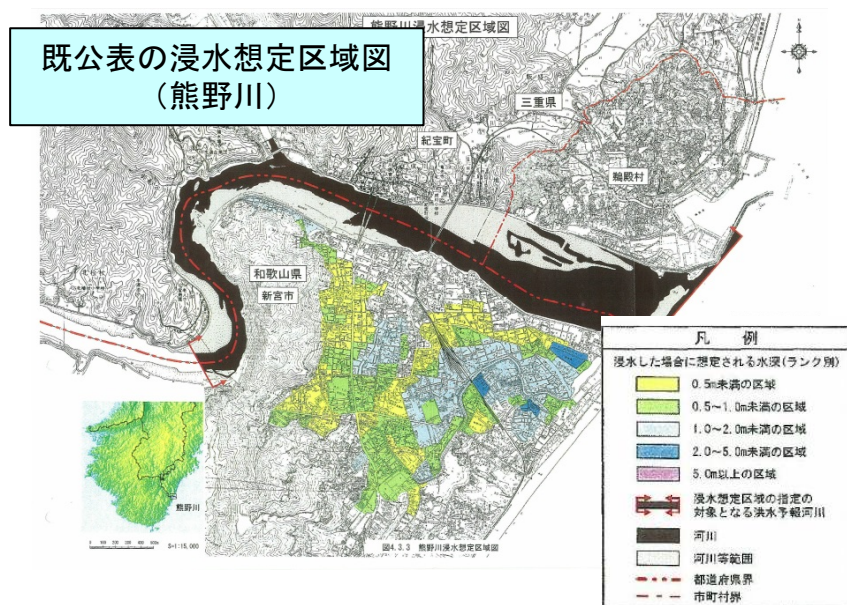


3. 水防法の一部改正 (H27.5.20) により実施する内容

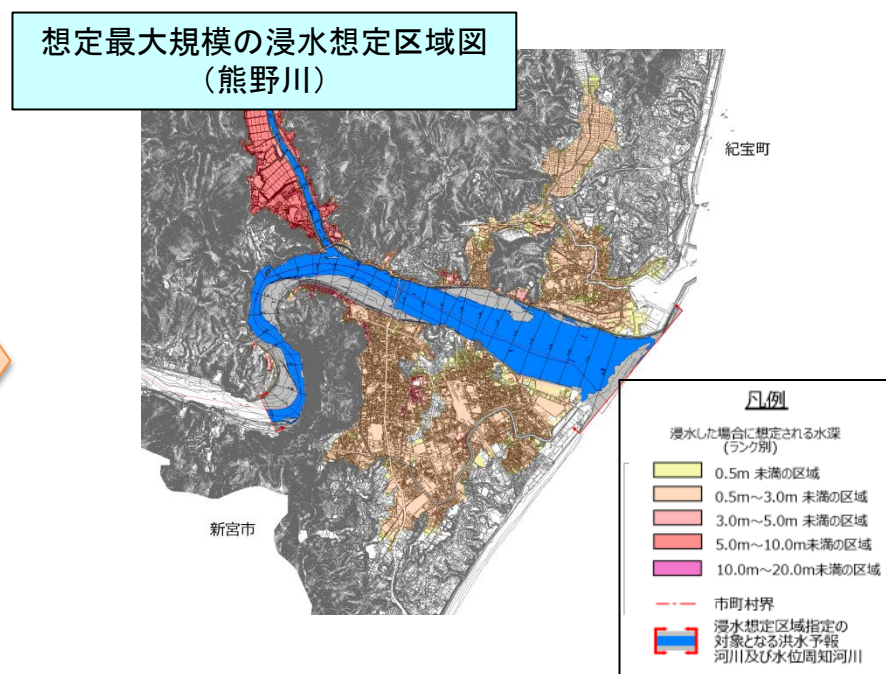
○想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図

- ・水防法第14条、水防法施行規則第1条から第3条に基づき、**洪水浸水区域および浸水した場合に想定される水深、家屋倒壊等氾濫想定区域および浸水継続時間等**を表示した図面に洪水浸水想定区域の指定となる降雨を明示した「洪水浸水想定区域図」を作成する。
- ・洪水浸水想定区域図を作成するための浸水解析においては、「**想定し得る最大規模の降雨に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示**」(平成27年国土交通省告示第869号)に基づき、**想定最大規模の降雨量および降雨波形を用いる**。

現行の洪水に係る浸水想定区域の例



想定し得る最大規模の洪水に係る区域の例



河川整備において基本となる降雨を前提

想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域に拡充

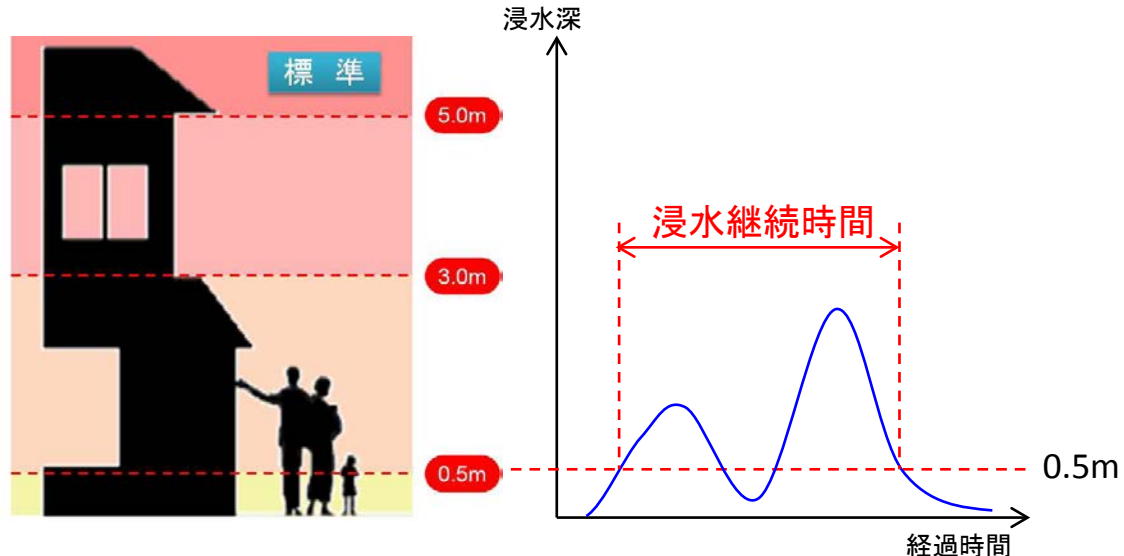
3. 水防法の一部改正 (H27.5.20) により実施する内容

○浸水継続時間の設定

・浸水継続時間は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深(0.5m)を上回る時間の目安を示すものである。

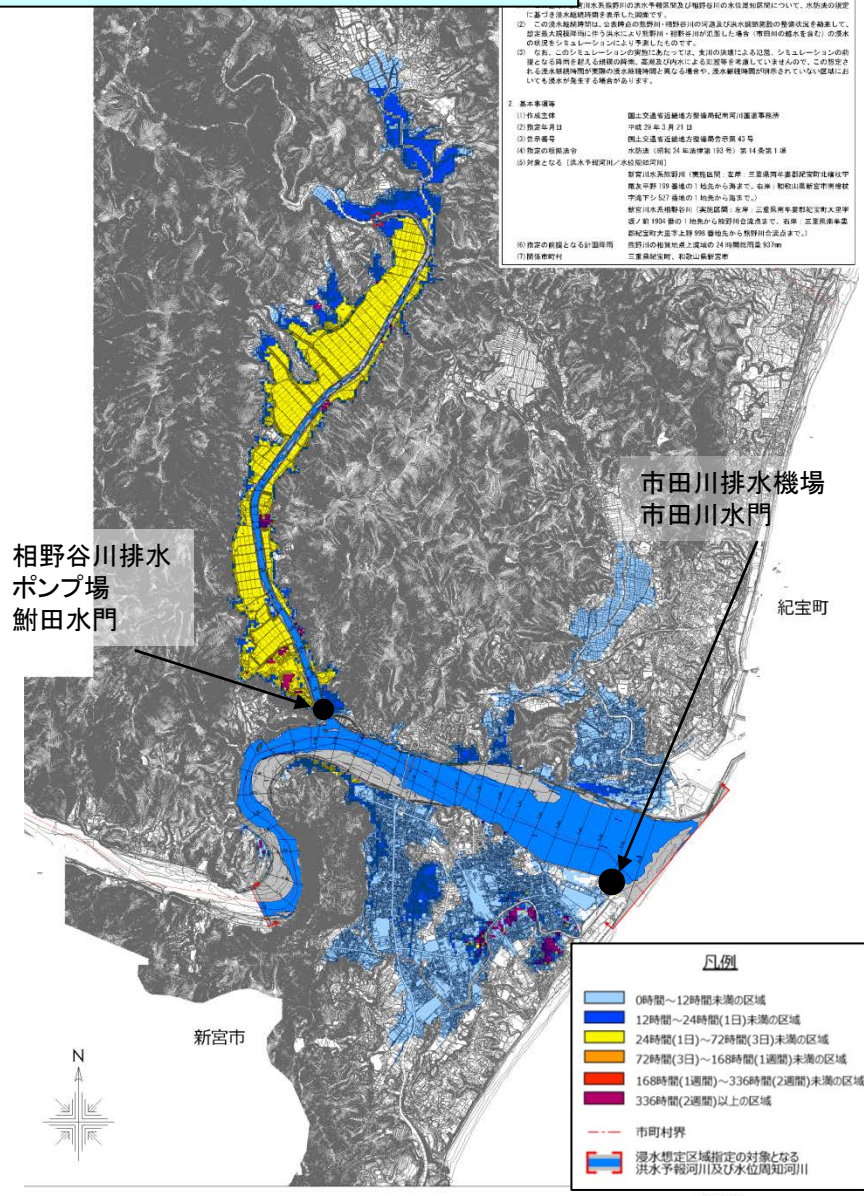
□排水施設の考慮方法

- 最大浸水深と浸水継続時間の算出は以下の条件を考慮している。
- 排水施設が浸水し電気系統が浸水する等の障害が発生する施設は稼働停止する。
- 自然排水ができる施設は、河川水位と堤内地の水位の関係を考慮する。
- 相野谷川排水機場・鮎田水門、市田川排水機場・市田川水門については、操作規則を遵守する。ただし、敷地・施設が浸水するときは水門を全開する。



浸水継続時間の算定イメージ

浸水継続時間



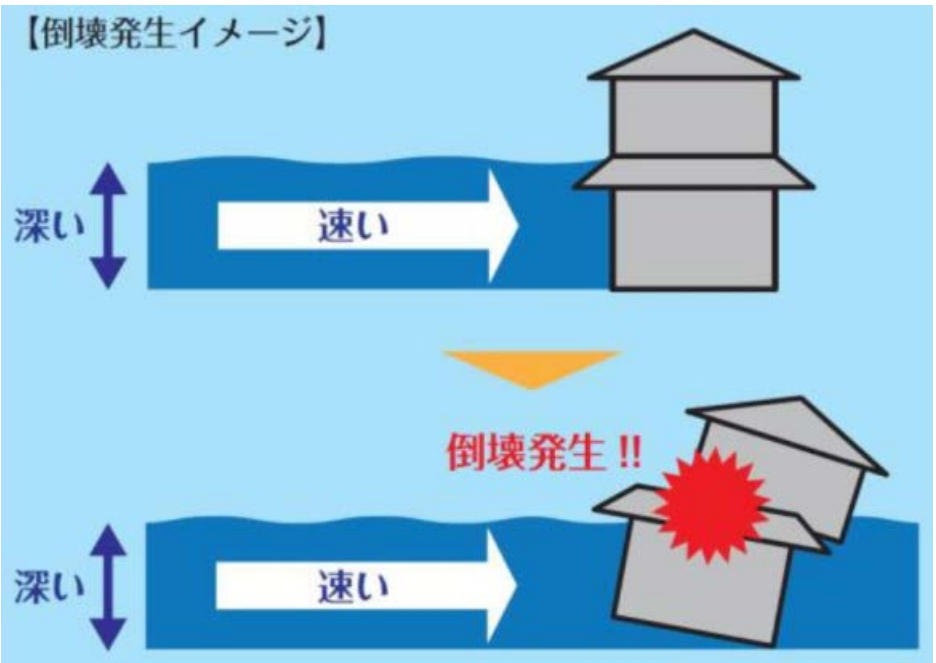
1 浸水想定区域の浸水継続時間及び避難時間の算出は、河川水位及び洪水到達時刻の算出に基づき、浸水想定区域の浸水深を算出した上で、浸水深が0.5m以上となる区域を浸水継続時間の算出対象とする。この算出対象となる区域は、浸水想定区域の浸水深が0.5m以上となる区域を算出した上で、この算出対象となる浸水継続時間が算出される浸水深と異なる場合、浸水継続時間の算出されない区域においても浸水が発生する場合があります。

2 基本事項
 (1) 作成日時 国土交通省建設地方整備局河川課河川課
 (2) 作成年月日 平成29年3月21日
 (3) 作成場所 国土交通省建設地方整備局河川課 43号
 (4) 対象となる法令 水防法(昭和34年法律第183号)第14条第1項
 (5) 対象となる(洪水予報河川/水位周知河川) 水防法(昭和34年法律第183号)第14条第1項
 相野谷川排水ポンプ場(河川名称) 紀宝町 紀野 三重県中牟婁郡紀宝町(紀宝町字
 紀宝町19番地の1地先から海まで、右側) 鮎田山麓排水機場(紀宝町字
 字下下57番地の1地先から海まで)
 市田川排水機場(市田川) 紀宝町 紀野 三重県中牟婁郡紀宝町(紀宝町字
 下下199番地の1地先から紀宝町字下下まで、右側) 市田川水門(紀宝町字
 紀宝町大字下下57番地の1地先から海まで)
 (6) 算出の前提となる計画降雨 紀宝町の紀宝町地区の24時間降雨量(30mm)
 (7) 算出の前提となる計画降雨 紀宝町の紀宝町地区の24時間降雨量(30mm)
 三重県紀宝町、紀宝町(河川名称)

3. 水防法の一部改正 (H27.5.20) により実施する内容

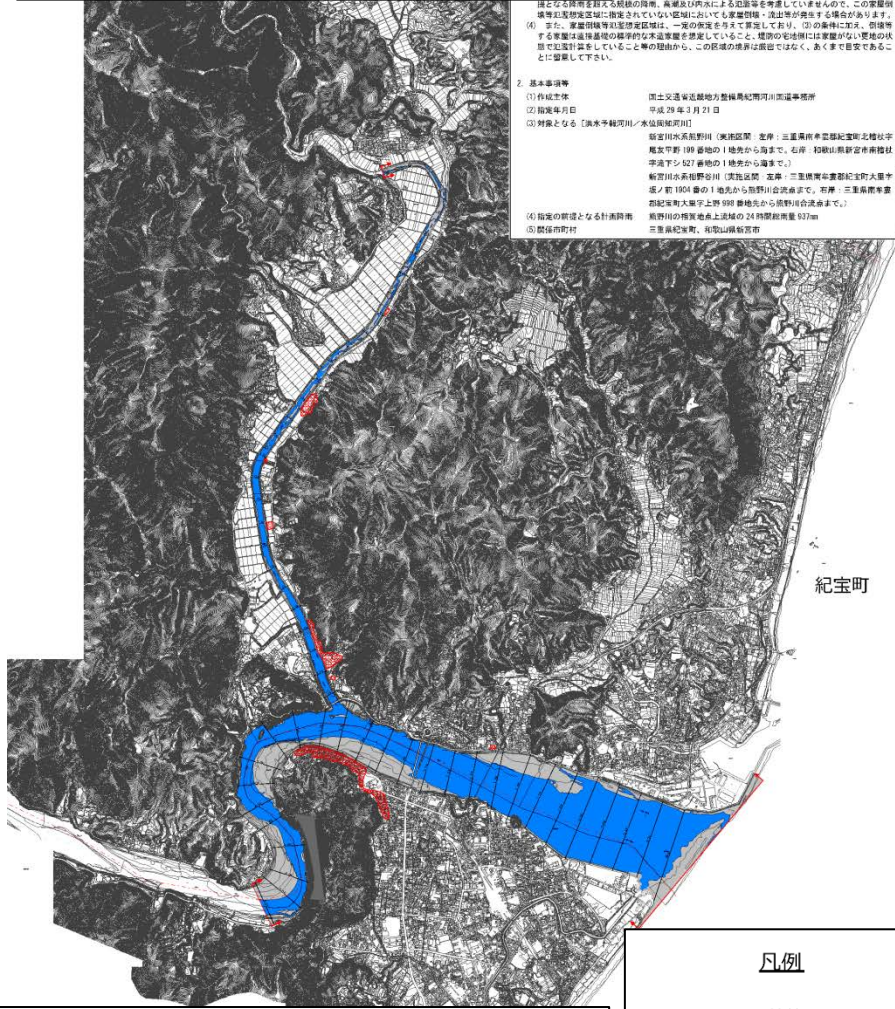
○家屋倒壊等氾濫想定区域の設定

・当該区域の設定においては、**氾濫による流体力の作用及び河岸侵食による基礎の流出による家屋倒壊危険性**について評価し、それぞれについて設定・表示する。



※倒壊・・・氾濫流により家屋が押し倒され、倒壊すること
 滑動・・・氾濫流により家屋が押し流されること

家屋倒壊等氾濫想定区域(洪水氾濫)



本町内の洪水予報区域及び氾濫想定区域について、家屋倒壊等危険性が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
 氾濫想定区域は、公表時点の町野川・相野川谷川の河床及び洪水氾濫時の氾濫状況と想定区域（洪水氾濫）と相野川谷川に設定した洪水（洪水氾濫）の発生をシミュレーションにより予測したものです。
 氾濫となる箇所を算出する際の氾濫の発生、氾濫及び河床による氾濫を考慮してはならない。この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊、流没等が発生する場合があります。
 (4) なお、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の精度を有して算出しており、(3)の条件に加え、氾濫等する想定区域に指定されていない区域も考慮していること、氾濫の発生時に氾濫想定区域に指定されていない区域の氾濫が想定されていること等の理由から、この区域の氾濫は併せてなく、あくまで目安であることに留意して下さい。

2. 基本事項等
 (1) 作成主体 国土交通省近畿地方整備局紀伊半島河川国道事務所
 (2) 編成年月日 平成 29 年 3 月 21 日
 (3) 対象となる【洪水予報河川・水防区域河川】
 町野川水系町野川（美原区間、左岸：三重県中牟婁郡紀伊町中牟婁字野川 199 番地の 1 地号から海まで、右岸：伊勢川美原町中牟婁字野川 52 番地の 1 地号から海まで）、
 町野川水系相野谷川（美原区間、左岸：三重県中牟婁郡紀伊町大字宇高ノ前 1904 番の 1 地号から町野川合流まで、右岸：三重県中牟婁郡紀伊町大字宇高ノ前 999 番地から町野川合流まで）、
 (4) 氾濫の想定となる計画河川 町野川の特定急流上流域の 24 箇所（延長 97km）
 (5) 関係自治体 三重県中牟婁郡 紀伊町

氾濫流の水深・流速等の発生状況から、倒壊や滑動による家屋倒壊が発生する恐れがある区域

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 市町村界
- 洪水想定区域指定の対象となる洪水予報河川及び水位周知河川

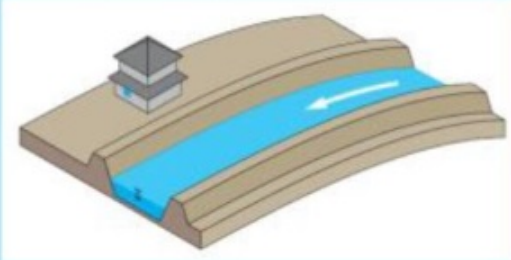
3. 水防法の一部改正 (H27.5.20) により実施する内容

○家屋倒壊等氾濫想定区域の設定

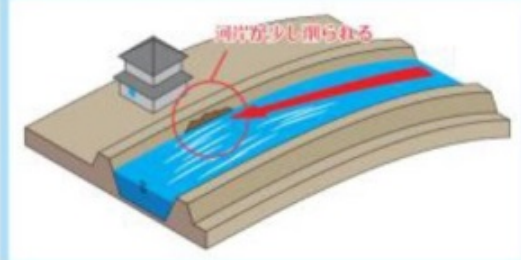
- ・当該区域の設定においては、**氾濫による流体力の作用及び河岸侵食による基礎の流出による家屋倒壊危険性**について評価し、それぞれについて設定・表示する。
- ・河岸侵食幅は、河床勾配と河岸高(平均河床高一低水路満杯時の水位)をもとに算定する。

【河岸侵食の発生イメージ】

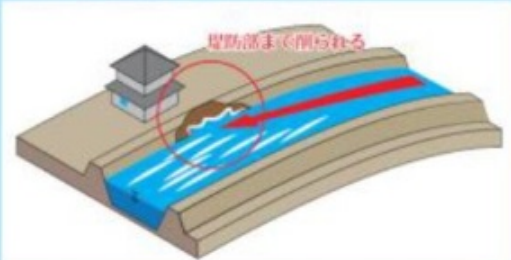
①平常時～増水時



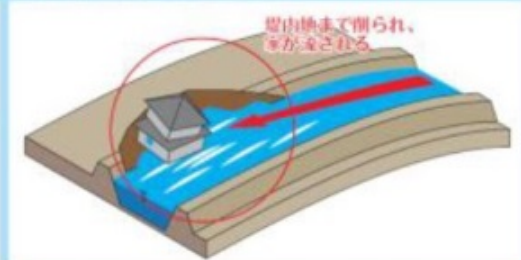
②河岸侵食 初期



③河岸侵食 進行期



④河岸侵食 末期



家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)



物野川の洪水平水相区域及び相野川の水位周知区域について、家屋倒壊等を想定する区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を設定し、表示する。この区域は、公表時点の相野川・相野川川の河床の侵食状況を基として、想定により相野川・相野川川の河岸の侵食幅を予測したものである。

(注) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、相野川・相野川川の河床の侵食幅が想定された範囲における、家屋の破壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることを留意して下さい。

2. 基本事項等

(1)作成主体 国土交通省近畿地方整備局紀伊河川国庫事務所

(2)指定年月日 平成29年3月21日

(3)対象となる【洪水争観河川(水位周知河川)】

相野川(相野川) (実施区域: 北岸: 三重県高牟婁郡紀宝町大字宇野及び宇野196番地の1地先から海まで、南岸: 相野川堤防新築中(河床標高宇野下し57)番地の1地先から海まで、) 新設川(相野川) (実施区域: 左岸: 三重県高牟婁郡紀宝町大字宇野ノ前1904番の1地先から相野川合流地点まで、右岸: 三重県高牟婁郡紀宝町大字宇野196番地先から相野川合流地点まで、) 相野川の相野川上流部の24河段(河川延長97km)

(4)指定の根拠となる計画圖面 国土交通省近畿地方整備局紀伊河川国庫事務所

(5)関係市町村 三重県紀宝町、相野川町、紀伊郡